

平成18年度現代的教育ニーズ取組支援プログラム審査要項（案）

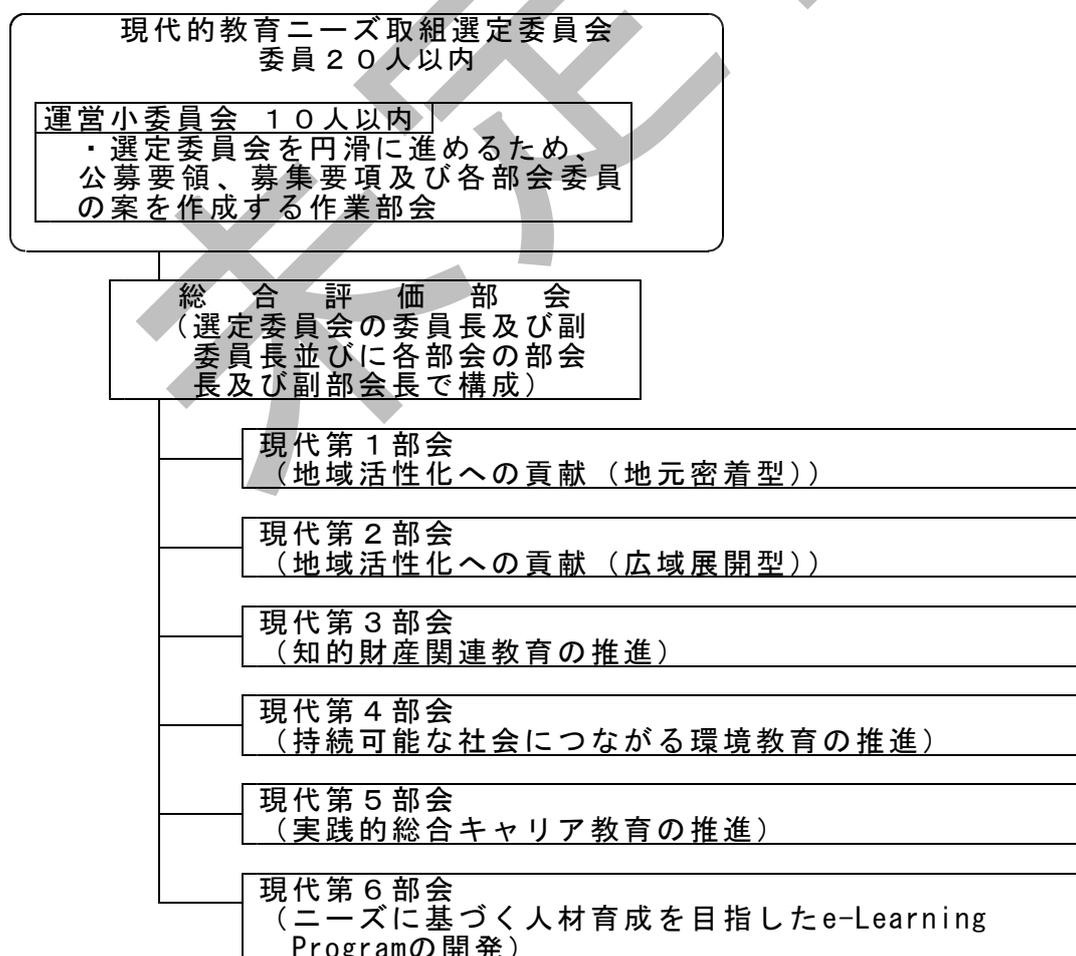
I 本事業の趣旨

各種審議会からの提言等を踏まえ、社会的要請の強い政策課題に対応したテーマ設定を行い、各大学・短期大学・高等専門学校から申請された取組の中から、特に優れた教育プロジェクトを選定し、広く社会に情報提供するとともに、財政支援を行うことにより、これからの時代を担う優れた人材の養成を推進するものである。

本事業の審査は、この審査要項により行うものとする。

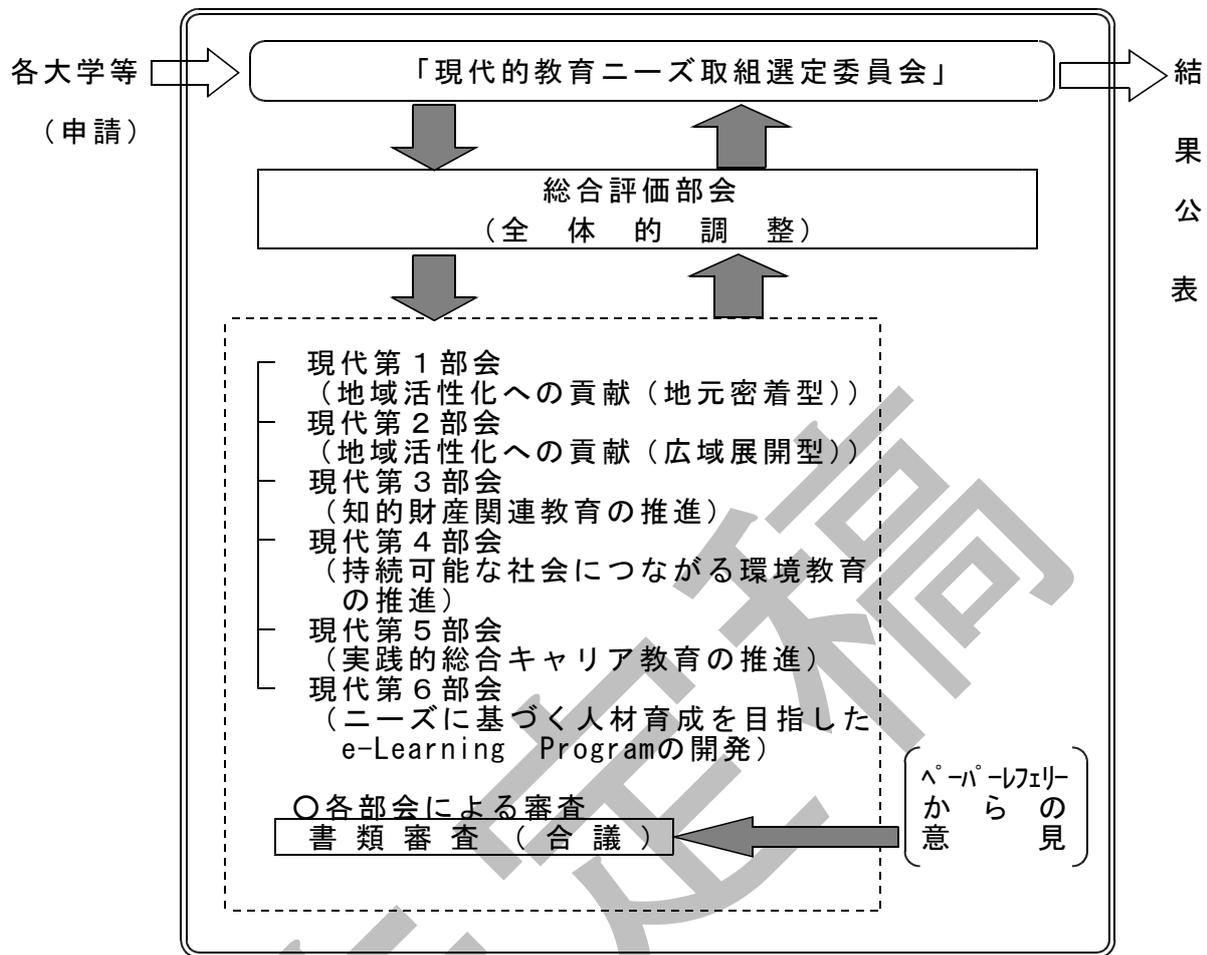
II 審査方法

- 各部会は、審査の客観性を担保するために、書類審査を行いペーパーレビューの意見も参考に合議により選定候補を選定する。
- なお、各部会は、面接審査又は実地審査（以下「面接審査等」という。）を実施することができるものとする。
- 総合評価部会は、各部会からの選定候補を総合的に評価し、全体的調整を図る。
- 現代的教育ニーズ取組選定委員会は、総合評価部会において全体的調整を図られた選定候補の中から、選定取組を決定する。



* 各部会における構成員数は、原則7～15人程度。

Ⅲ 審査手順（選定までの流れ）



- ※ なお、必要に応じ各部会は面接審査等を実施する。
- ※ 公募要領に掲示された「要件違反」に該当する申請は、審査の対象としない。

Ⅳ 審査方針

本事業における取組の選定にあたっては、次の事項に沿って評価する。

1 テーマとの適合性

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- ① 取組の趣旨・目的における学生教育の目標や育てる人材像が、テーマの趣旨・目的に沿って具体的かつ明確に設定されているか。
- ② 取組の内容が、テーマの趣旨・目的を踏まえ、下記のテーマ個別事項を反映したものとなっているか。

【テーマ】(P)

- (1) 趣旨・目的
- (2) テーマ別個別事項

2 本プログラムとの適合性

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- ① 学生教育の内容や方法などに、当該大学等として、独創性又は新規性が認められるか。
- ② 大学等の教職員が取組の意義・価値を共有し、組織をあげての取組となっているか。
- ③ 学生に対する適切な指導方法の検討など、学生教育に多面的な努力が払われているか。

3 実現可能性

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- ① 計画されている教育内容や方法が、取組の趣旨を踏まえた目的を達成するために、その実施に際して、妥当かつ有効なものとなっているか。
- ② 計画されている教育内容や方法が、学生のニーズを満たし円滑に受容され実施できるよう、体制の整備又は整備の計画がなされているか。
- ③ 取組の実現に必要な実施体制（マネジメント体制、教員職員の体制、支援体制、学外との連携等）の整備又は整備の計画がなされており、取組を推進するために効果的なものとなっているか。
- ④ 取組の趣旨を踏まえた目的を達成するための計画・スケジュール等が具体的かつ妥当なものとなっているか。

4 評価体制等

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- ① 取組に対して、組織として評価を適切に実施する体制の整備又は整備の計画がなされているか。
- ② 取組を実施するなかで、当該取組に対する評価等を、当該取組の質の向上又は改善に結びつけるシステムの整備又は整備の計画がなされているか。

5 教育改革への有効性

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

- ① 取組の方法や期待できる成果等に、他大学等が教育改革を推進するうえで参考にすることができるものとして、以下の事項があると認められるか。
 - 1) 現在の教育方法と比較して効率の向上や新たな付加価値の創出において貢献する要素があると認められるか。
 - 2) 新しい教育プログラムの開発に結びつく要素があると認められるか。
 - 3) その他、他大学等の教育改革を促す要素があると認められるか。
- ② 学生の主体的学習機会の充実改善又は学習意欲の向上について他大学等の参考となるものがあると認められるか。

6 留意事項

審査・評価にあたっては、大学、短期大学及び高等専門学校それぞれの目的や役割・機能の違いを考慮して行うものとする。

(参考)

大学の目的：学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること
(学校教育法第52条)

短期大学の目的：深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成すること(学校教育法第69条の2)

高等専門学校の目的：深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること(学校教育法第70条の2)

V その他

1 開示・非開示

- (1) 「現代的教育ニーズ取組選定委員会」の審議内容等の取扱いについて
- ① 「現代的教育ニーズ取組選定委員会」(以下「選定委員会」という。)の会議及び会議資料は、原則、公開することとする。
ただし、次に掲げる場合であって選定委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りではない。
 - ・審査・評価(人選を含む)に関する調査審議の場合
 - ・その他委員長が公開することが適当でない判断した場合
 - ② 選定委員会の議事要旨は、原則、公開することとする。ただし、審査・評価に関する調査審議の場合は、非公開とする。
 - ③ 選定された取組は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。
- (2) 委員等氏名について
- ① 選定委員会の委員の氏名は予め公表することとする。
 - ② 専門委員の氏名については選定後公表することとする。
 - ③ ペーパーレフェリーの氏名については非公表とする。

2 利害関係者の排除

申請に直接関係する委員は、審査を行わないものとする。
書面審査の場合は、当該委員を除く委員で審査を行うこととし、合議審査(面接審査等を含む。)の場合は、当該申請の審査には参加しないこととする。

(利害関係者とみなされる場合の例)

- ・委員が現在所属し、又は、過去3年以内に所属していた大学等に関する申請
- ・その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

3 状況調査等

本プログラムの審査・評価方法の改善等のために取組の支援期間終了後に状況調査を行うこととする。